

解釈の変更、許される 藤崎一郎・前駐米大使



——駐米大使時代、米国は日本に「集団的自衛権を行使できるようにすべきだ」と求めてきましたか。

「アドバイスしてくる人たちもいたし、レポートもいろいろ出た。米政府内で日本の集団的自衛権の問題について関心の高い人もいた。しかし、米国に言われているから変えるという問題ではなく、日本の憲法解釈や安全保障のことで、日本が決めるべき問題だ」

——日本の集団的自衛権行使に賛成ですか。



「集団的自衛権を行使できるように、政府の憲法解釈を変更することを、まずは考えるべきだ。『婚外子判決』のように、憲法解釈の変更は必要に応じて許される。いまの憲法と全然違う解釈ならば憲法を改正しなければならないが、自衛権の範囲内の合理的な解釈であって、憲法改正までは必要ない」

——なぜ、集団的自衛権を行使できるようにすべきだと思うのですか。

「日本の周辺の安全保障環境が以前よりも厳しくなったからだ。日米安保により自衛隊は専守防衛で攻撃せず、米軍が攻撃する、という役割分担をしてきた。これは変わらない。ただ、安保環境の変化によって集団的自衛権行使の必要性が出てくれば、手当てをすることが大事だ。今までの『行使できない』という解釈のままだと、アジア太平洋地域での抑止力を維持できなくなったのではないかと思う。これは専門家がしっかり検証すべきだ」

——中国の尖閣諸島周辺への海洋進出などを指すのでしょうか。

「それも含めて、いろいろある。尖閣諸島の問題は譲ってはならないし、油断してもならない。同時に、関係を悪化させないように配慮もすべきだ」

——対中関係を悪化させるのではないですか。

「周辺国のことも考えなければいけないが、日本の安全保障のことは日本が決める。我々もアジアの他国での法律などの変更に対し、うんぬん言うわけではない。他国から言われる筋合いのことではない」

――内閣法制局長官に就いた小松一郎氏は外務省時代の同僚です。解釈変更を期待しますか。

「私は小松さんと集団的自衛権の問題を議論したことはないが、緻密（ちみつ）な法律家というイメージだ。彼一人が代わったから解釈が変わるわけではなく、内閣法制局長官は内閣の一部に過ぎないが、適材適所だ」

（聞き手・鶴岡正寛）

＊

藤崎一郎（ふじさき・いちろう） 1947年生まれ。外務省北米局長、外務審議官（経済担当）を歴任。08年4月から12年11月まで駐米大使。今年7月から日米協会会長。

2013/09/07 朝日新聞 「総合面」より